



向暑の頃、皆さまにはお変わりなくお過ごしのことと存じます。

さて6月16日は「和菓子の日」というのをご存知ですか。昔、嘉祥元年(848年)6月16日に、16個の菓子や餅を神前に供えて疫病よけや健康招福を祈ったことから端を発し、江戸時代には、「嘉祥の日」として将軍が家来に菓子を与えたと言われています。温故知新(おんごちしん)とは言いますが、近ごろはやりの「フルーツ大福」「フラワーおはぎ」などを将軍様をご覧になったら、どれが食べたいと言われるでしょうか。(どうする家康?)

さて弊社、おかげ様でこの6月を持ちまして、創立35周年を迎えさせていただきます。これもひとえに、長年ご愛顧をいただきました皆さまのおかげと、社員一同心よりお礼申し上げます。今後とも、更なるご期待に添えますよう、気持ちを新たに頑張ってお参ります。何卒宜しくお願いを致します。

梅雨入りの便りが気になるこの頃です。寒い日暑い日、雨の日と、寒暖差も激しい日々が予想されます。くれぐれもお身体ご自愛ください。



日帰りバス旅行へ行って参りました!

5月17日(水)に、4年ぶりとなる日帰りバス旅行が開催されました!当日は見事な五月晴れの空のもと、たくさんのオーナー様にご参加いただきまして、心より御礼申し上げます。

お陰様で皆様ケガもなく、無事に旅行を終えることができました。日頃なかなかお目に掛かる機会が少ない皆様と一日を過ごすことができ、スタッフ一同、有意義な時間となりました。不慣れにつき失礼も多々あったことと思いますが、是非次回もご参加いただけます様、心よりお待ちしております。



千葉県 果物と和蔵酒造と
はちみつを楽しむ旅!

★今回のバスツアーの内容です!

- びわ狩り ~道の駅『とみうら』内にある人気の施設~
- ザ・フィッシュ ~南房総のとびきり新鮮な海の幸をいただく昼食~
- はちみつ工房 ~はちみつを五感で楽しみます!~
- 和蔵酒造 貞元蔵 ~千葉県発の「千産千消」にこだわった本格焼酎~

リニューアル課より

施工例



家の防犯対策を見直してみませんか?

今年1月に東京都狛江市で起きた強盗殺人事件をきっかけに全国規模の闇バイト強盗が世間を騒がせています。この一連の事件を機に、自宅の防犯対策について見直した方も多いのではないのでしょうか。戸建住宅では約6割が窓からの侵入と言われています。その中で最も多いのが直接庭に出入りできる「1階居室の窓」からの侵入です。対策は「泥棒に嫌われる窓」にすること。ガラス破りの対策として、防犯ガラスにしたり、シャッターや面格子を付けることも効果的です。また、防犯ガラスに交換できない窓については、防犯フィルムを貼ることで窓を割れにくくすることができます。ご自宅の防犯対策は是非リニューアル課までご相談ください。

記：リニューアル課 山口

詳細やお問い合わせはお気軽に!
リニューアル課
 045-914-4581

「家主様WEB」始めます！

現在、オーナーの皆さまには、毎月の家賃の送金に併せて、送金額や入居者の方々の入金状況、差引金額の解る「送金のご案内」を紙面で郵送させていただいております。

毎月の必要書類や弊社からの情報発信と、有効にご利用をいただいておりますが、昨今の郵便事情の遅れによる書類到着の遅延、また書面は不要というお客様のご要望もあり、大変遅くなってしまいましたが、**6月後半より、随時「家主様WEB」をネット上でご覧いただけますよう、ID・パスワードを発行させていただきます。当社ホームページより閲覧可能です**

当初は、パソコン対応の「WEB」で収支明細のみからではありませんが、少しずつ、情報発信を進めて参ります。スマートフォンでご覧いただける「家主アプリ」へと展開も予定しております。

「WEB」では、送金当日に収支明細をPDFデータでご覧いただくことが可能になります。

もちろん、従来の書面の送付も、継続して参ります。

ご意見・ご要望がございましたら、弊社担当者まで、どうぞご連絡をお願い致します。（記：管理部 菅野）



「家主様WEB」画面イメージ

建物の耐震基準について

近頃、各地で地震が発生しており住宅等の被害報道を目にすることが増えました。今後30年以内に70%の確率で起きると言われている首都直下地震では、神奈川県でも震度6強の激しい揺れが想定されています。地震による被害には建物自体の倒壊や内部の損傷、また火災が発生し多大な二次被害が発生することが考えられます。ご自身が所有する物件の耐震性についてご存知でしょうか？

物件を建てる際に建築基準法で定められた耐震基準を満たさない物件は国の許可が下りないため建築は出来ないようになってきました。耐震基準とは建築物設計時に最低限度の耐震能力を持っていることが保証される基準です。建築基準法による耐震基準は日本で起こった大震災の被害とともに進化・改定が行われており、1981年（昭和56年）には大きな改正がありました。そのため1950年から1981年までの改正以前が旧耐震基準、1981年以降の改正後を新耐震基準と呼びます。所有している物件が旧耐震・新耐震のどちらであるかは建築確認済証が交付された日付（※竣工日ではありません。）が1981年6月1日以降かどうかを確認することができます。

旧耐震基準の建物であり3階建て以上かつ1000㎡を超える面積の賃貸物件では耐震診断が義務付けられています。しかし、これらに該当しない物件では耐震診断は義務付けられておりません。耐震性の低い物件が地震により倒壊してしまった場合、貸主は借主に対する責任を負う可能性があります。耐震診断や耐震補強を受けておくことといった責任の軽減、また、入居者の安全にも繋がるため耐震性を明確にしておくことは所有者を守るためにも重要かもしれません。ご相談等ありましたらお気軽に弊社へお問い合わせください。 サポート課 島田



5月のスタッフアルバム

祝 10年・20年 永年勤続表彰！



福島県の鶴ヶ城へ登りました！



家族で宮城の松島に行ってきました！



今年、勤続10年・20年を迎えたスタッフへ感謝状が贈られました！

大塚・歳勝土遺跡公園へこのぼりを見に行きました！



ディズニーシーへ行って来ました！



ららぽーと立川立飛レゴイベントに参加しました！